

IV 番組の概要——企画趣旨は何か、何を描こうとしたか

委員会の審議を開始するに当たっては、まず『E T V 2 0 0 1 シリーズ戦争をどう裁くか』の全体がどんな企画趣旨で制作され、それぞれがいかなる番組だったのか、そのなかでとくに当該番組がどう位置づけられていたのかを確認しておかなければならない。

1. 各回の番組概要

以下は各番組の概略である。委員会で視聴し要約した。

ただし、第2回の当該番組の内容に関しては、最高裁判決の事実認定部分に概略が記されているので、そこから引用する。読みやすさに配慮して一部の文章に改行を行い、内容に応じて行頭に「*」印を付して箇条書きに変えた他は、判決の記述のままである。

第1回「人道に対する罪」01年1月29日放送

第2次世界大戦後、ナチス・ドイツを「人道に対する罪」として裁いて以降、戦争や紛争時の一般住民に対する殺害、強制移送、政治的・人種的・宗教的理由による迫害等も同種の犯罪と見なす動きが芽生えた。この考えは1990年代、冷戦終結の混乱のなかで起きた民族紛争を裁く理念として再び脚光を浴びるようになった。

戦後ドイツは政治指導者らによる過去への反省を繰り返してきたが、この時期、大戦中に自国企業が行ったユダヤ人強制労働に対しても、政府と企業が合同で、約100万人にのぼる被害者とその家族に補償をする制度を作った。

一方、フランスでは70年代以降、ナチス・ドイツに協力したヴィシー政権への批判が本格化した。90年代、当時のシラク大統領は国家の犯した罪を認め、人権や人間の尊厳を重視する方針を打ち出した。その一方で、独立を求めた植民地アルジェリアに過酷な弾圧を加え、国内在住のアルジェリア人を多数虐殺した50年代の政治状況についても検証が始まっている。だが、ユダヤ人被害者に対する場合と違い、その取り組みにはまだ及び腰のところがあり、ダブルスタンダードが指摘されている。

いずれにせよ、長年隠されてきた歴史の暗部に光が当てられるようになった背景には、政治指導者のみならず、作家や市民による粘り強い調査活動があった。最近の世論調査では過半数の回答者が、これら残虐行為をした人物らは裁かれるべきだ、と答えるまでになった。戦争の勝者・敗者の別を超えて、人間の尊厳を破壊する行為は人道に対する罪であるという認識が、現代のヨーロッパ社会に浸透しつつある。

第2回「問われる戦時性暴力」01年1月30日放送

ア オープニング及び資料映像（約3分56秒）

最初にタイトルバックが流れた後、約3分29秒間、ナチス・ドイツによるユダヤ人迫害の映像や、アルジェリア紛争の映像など人道に対する罪に関連する資料映像とナレーションが流れる。

イ スタジオ映像（約3分14秒）

高橋助教授と米山準教授（注）の紹介を含む導入的なスタジオ対談の映像が流れる。

ウ 本件女性法廷の録画映像及び学者のコメント（約10分20秒）

本件女性法廷の映像として、

- * 会場の全景、首席裁判官の発言、検察官ら、元慰安婦ら及び傍聴人らの映像
- * 元慰安婦2名の証言及び旧日本軍の従軍慰安婦制度についての専門家の証言の映像が流れ、これに続いて、
- * 一事不再理の原則、被害者の申立て以外に事実について調べる方法がないこと、時効の問題があること、弁護人が無いことなど本件女性法廷の問題点を述べる秦教授（注）のインタビュー映像
- * 本件女性法廷の意義を述べる内海教授（注）のインタビュー映像
- * 本件女性法廷の首席裁判官と首席検事がいずれもアメリカ人であるのが不可解である、慰安婦には親に売られて慰安所に連れて行かれた者も多く、それは商行為であるなどと述べる秦教授のインタビュー映像が順に流れる。

エ スタジオ映像（約2分22秒）

- * ラッセル法廷について言及する高橋助教授の発言
- * 本件女性法廷をフェミニズム思想の流れの中に位置付けるのが重要であるとの米山準教授の発言などが流れる。

オ 資料映像等（約7分40秒）

極東国際軍事裁判（東京裁判）、ベトナム戦争、韓国の民衆運動、元慰安婦の韓国人女性による東京地方裁判所への提訴、フィリピンの元慰安婦のデモ、旧ユーゴスラビアの市街戦などの資料映像をバックに、主としてナレーションにより、人道に対する罪に対する考え方の推移の説明などが流れる。

カ スタジオ映像（約3分15秒）

戦時性暴力についての高橋助教授の発言、司会役のアナウンサーによるパターンを用いての従軍慰安婦問題に対する日本政府の対応の経緯の説明などが流れる。

キ 録画映像（約2分27秒）

本件女性法廷において裁判官を務めた専門家2名の記者会見での発言、海外の報道機関による本件女性法廷の取り上げ方、本件女性法廷の首席検事のインタビュー

映像が流れる。

ク スタジオ映像（約6分22秒）

本件女性法廷を海外の報道機関が大きく取り上げたこととの関連で、

* 人道に対する罪への関心が世界的に高まってきていることなどについての高橋助教授の発言

* 和解の難しさについての高橋助教授の発言

* 戦時性暴力について日本が責任を追及されることの意味等についての高橋助教授の発言などが流れる。

ケ エンディング（約34秒）

(注) 上記に登場する高橋助教授と高橋准教授はスタジオ出演のコメンテーター、高橋教授と内海教授はインタビュー収録に応じ、VTRによる出演をした歴史学者のことである。

第3回「いまでも続く戦時性暴力」01年1月31日放送

00年12月、第2回で扱った女性法廷につづいて、国際公聴会「現代の紛争下の女性に対する犯罪」が開催され、世界各地の女性たちがみずから被った拷問と強姦の体験を語った。これらの残虐行為を人道に対する罪としてとらえる動きは、90年代のドイツにおいて、第2次大戦中の強制収容所内で行われたユダヤ人女性へのレイプが暴かれたことに始まる。

中部アフリカのブルンジから参加した女性は、政府軍と反政府軍の双方の兵士にレイプされ、その上、エイズに感染させられ、生きる気力を失った心境を語った。ソマリアの女性は国連平和維持軍兵士にレイプされた体験を証言する予定だったが、公聴会の朝にかかってきた国際電話によって沈黙を強いられた。政府軍兵士によって繰り返し拷問とレイプの被害を受けたグアテマラの女性は、絶望から立ち直っていくために、敬意を持って被害者の体験を受け止めてくれる家族と他者がいてくれることの大切さを語った。

紛争や戦争のなかで、なぜこのような犯罪が繰り返されるのか。それは不断に形成された男女の社会的関係の反映であり、女性への加害は、敵の男の所有物に対する攻撃や破壊と見なされているからだろう。国連平和維持軍の兵士までが同様の行為をする現実、軍事主義そのものの暴力性を示している。

被害女性たちがそのつらい体験を語ってきたことが国際的な市民運動となり、人道に対する罪を裁く国際刑事裁判所の設立につながった。真相を究明し、加害者と責任者を明確に処罰することが、こうした犯罪を抑止する力になっていく。だが、日本など主要国はこの裁判所設立に関する条約を批准していない(注)。平和な文化を創っていく転換点に、いま世界は立っている。

(注) 放送時点。その後、日本政府は国連条約局に加入を申し入れ、2007年に加盟した。

米国、中国、ロシア、イスラエル、イスラム諸国の多数などは現在も未批准、未加盟状態がつづいている。

第4回「和解は可能か」01年2月1日放送

グアテマラ、チリ、アルジェリア、そして、南アフリカ……。政治や宗教や人種を理由に激しい弾圧と殺戮と人権蹂躪が繰り返されてきた国々で、いま、和解を進める試みが始まっている。その先進的なケースとして、南アフリカの状況を取り上げる。

アパルトヘイト（人種隔離政策）が半世紀に及んだ南アでは、圧倒的多数の黒人たちは、人権が無視され、貧しい生活を強いられ、さしたる理由もなく殺されてきた。アパルトヘイトは当時の法律によって合法化された制度だが、それ自体、人道に対する罪だった。

94年、黒人のマンデラ大統領就任とともに大きな変化が訪れたが、社会の亀裂は容易には埋まらない。2年後、ツツ大司教を委員長に「真実和解委員会」が設置され、被害者とその家族の訴えを聴き、加害者には恩赦を前提に真実を語ることを求める「処罰なき正義」の活動を開始した。和解はひとつひとつの事件の真実究明なしには進まない、和解プロセスを社会化し、承認し合おうという試みだった。

しかし、家族を殺された遺族たちは、心の整理がつかない。赦すとは、どういうことか。それは委員会が法的・政治的に決めることではなく、神だけができることではないだろうか。だが、個々人のこうした心の試練や葛藤を経ることなしに、新しい正義は実現しないのもたしかだろう。

アパルトヘイトの歴史は学校教科書にも書かれるようになった。といっても、ただちに平等社会が実現したわけではなく、貧富の格差は広がっている。迫害する側だったオランダ系白人が、本国では迫害されてきた人々だった事実にも目を向けるなど、新しく開けた現実を新しい視点で把握する時期がきているのかもしれない。その意味でも南アの試みは、これまで人類が経験したことの無い一歩を踏み出している。

4回のシリーズを通じて明らかになったのは、過去を直視し、受け止めることがなければ、現在の危険性について気づくことも、新しい未来を切り開くこともできない、ということだった。

2. シリーズ全体の企画趣旨

以上が、『E TV 2001シリーズ戦争をどう裁くか』の各回の概略である。いささか強引な要約をしたが、それでもこうして眺めてみると、シリーズ全体に通底する企画趣旨が浮かび上がってくる。

それはつまり、「人道に対する罪」という視点から、20世紀に起きた戦争や武力紛争を見直し、それらを終わったこととせず、被害者が長い年月、内に秘めてきた苦し

みを語り、加害者の責任をきちんと問い糾すこと、そのことを通じて和解への道筋を探り、争いのない未来を創出するということであった。言い換えればそれは、被害・加害双方の当事者の証言がかつてなく重い意味を持つ時代が到来した、ということである。

こういう企画設定が可能になった背景には、番組の随所で指摘されていたように、近年の戦争そのものと戦争観の変化がある。戦争を旧態依然の国対国、正義対悪の争いなどとして考えているかぎり、一般市民や住民を巻き込んで、かつてないほど大規模に、かつ虐殺や拷問やレイプをともなつて凄惨に行われる現代の戦争の現実は、たんに「戦争だから仕方なかった」「命令だからやむを得なかった」ものとして見過ごされてしまう。

しかし、数々の残虐行為には、兵士らが属す共同体の歴史や文化や意識が反映しているのであり、それらがむきだしの攻撃性や破壊力となつて被害者一人ひとりに襲いかかっている、と理解されるべきである。その意味では、現代の世界と人間のありようが映し出されている。

これら残虐行為を人道に対する罪として裁き、しかし、その上で、憎しみの連鎖を断つために、和解がなければならない。真の和解のためには、被害者と加害者が個人レベルで語るだけでなく、その語りを共有し、相互に承認し、合意し合う社会的な和解プロセスが必要になる。そうした困難だが、壮大な実験も始まっている――。

*

こうしてあらためてシリーズ全体を振り返ってみると、個人と戦争、暴力と文化、憎しみと共生、裁きと和解など、現代世界の刻々と動いている現実のなかで議論されている先端の問題が、各番組の随所で指摘されていることがわかる。

委員会では、企画趣旨といい、各回のテーマ設定や内容といい、「なかなか意欲的」で、「すばらしい番組になっている」という意見が大勢を占めた。「こういう番組はNHKでしか見られない」「民放の、せめて報道番組やドキュメンタリー番組でもこの種の問題に取り組んでほしい」という意見もあった。

ただし、あとでもう少し詳しく見るが、2回目を除いて、である。

この2回目だけは他の3本と印象が違う。他国の経験を明快に、積極的に評価してきた番組は、旧日本軍がアジア各地で関与した従軍慰安婦問題を取り上げたこの回にかぎって、どこか散漫な、口ごもった印象を残したまま終わるのである。

このような印象がなぜ生じるのか、委員会はつづいて、当該番組の改編過程をたどり、それが番組の散漫さとどうつながっていったのかを調べ、その過程に番組の出来不出来とは別に、放送倫理に関わる問題がなかったかどうかを検証してみることにした。